

役員等の費用の弁償に関する規定

社会福祉法人 佐野保育園

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 佐野保育園(以下、法人と言う)定款第八条および第二十一条に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規定の役員の範囲は定款第二章および第四章に規定する次に掲げるものをいう。

- 一 評議員
- 二 理事
- 三 監事

(報酬)

第3条 この法人の役員報酬は、無報酬とする。